

## 離職した場合は

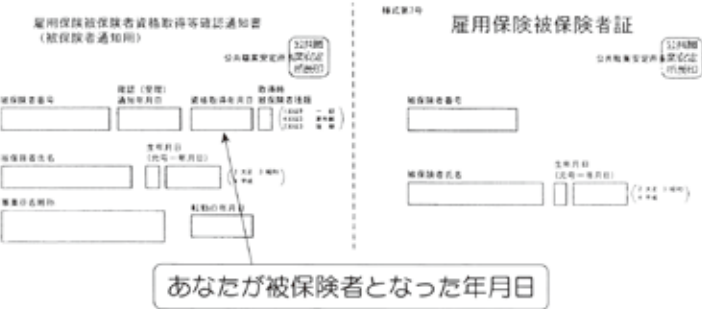
失業給付を受給するためには、離職票が必要ですので、事業主に離職票の交付を希望する旨、申し出てください。  
なお、受給手続きをする際には、以下のものをそろえてあなたの住所を管轄するハローワークに求職申込みを行ってください。(県内の別のハローワークで求職活動を行う方はご相談ください)

### ●必要書類●

- (1) 雇用保険被保険者離職票（離職票-1及び離職票-2で1組です。）
  - (2) マイナンバーカード  
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①及び②の確認書類をお持ちください。
    - ① 個人番号確認書類（次のいずれか1種類）  
通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
    - ② 身元（実在）確認書類  
(a) 次のいずれか一種類※  
運転免許証、運転経歴証明書、写真付きで氏名、生年月日又は住所が記載されている官公署が発行した身分証明書・資格証明書など  
◆届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限ります
- ※(b)(a)の確認書類をお持ちでない方は、次のうち異なる2種類（コピー不可）
- ・国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証
  - ・住民票記載事項証明書（住民票の写し又は印鑑証明書）
  - ・児童扶養手当証書 など
- (3) あなた名義の通帳又はキャッシュカード（一部のインターネットバンク・外資系金融機関は除く。）
  - (4) 最新の写真2枚（たて3cm×よこ2.4cm程度の正面上三分身のもの）  
※初回の手続き及び今後の支給申請などの手続きのタイミングごとにマイナンバーカードを提示することにより、顔写真を省略することができます。

## ※事業主の方へお願い

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）は、労働者本人が雇用保険の被保険者となったことを知ることができるよう、資格取得の手続き後すみやかに本人にお渡しください。



あなたが被保険者となった年月日

## 雇用保険被保険者証について

- 雇用保険被保険者証は、失業給付を受給するときなど雇用保険の手続きに必要ですので、大切に保管してください。
- 氏名、生年月日、被保険者となった年月日など記載内容に間違いがないか確認してください。
- 被保険者番号は、一人ひとり固有の番号です。
  - ・転職しても被保険者番号は変わりません。
  - ・複数の被保険者番号を持つと、失業給付を受給する際などに、不利になることがあります。

## ハローワーク（公共職業安定所） 埼玉労働局職業安定部職業安定課

埼玉労働局ホームページ  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>)

## 労働保険とは

『労働保険』は、『労働者災害補償保険（労災保険）』と『雇用保険』を総称したもので、政府が管理、運営している強制的な保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、加入が義務付けられており、労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納付することとなっています。

### 労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰等を図るための事業も行っております。保険料は事業主が全額負担します。

労災保険に関する各種受付は、労働基準監督署で行っています。

### 雇用保険

労働者が失業した場合（求職者給付）や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合（雇用継続給付）、労働者が自ら職業に関する教育を受けた場合（教育訓練給付）に必要な給付を行います。

このほか、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防や雇用状態の是正、雇用機会の増大（雇用安定事業）、並びに労働者の能力の開発及び向上（能力開発事業）を図ることを目的としています。

雇用保険に関する各種受付は、ハローワークで行っています。

## 保険料の負担は

- 雇用保険料の負担は、賃金総額に雇用保険料を乗じて算出します。
- 雇用保険料は毎年見直しされますので、随時ご確認ください。

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

<令和5年度雇用保険率> ※令和4年度から料率が変更されています。

事業区分		雇用保険率	雇用保険料率	負担率	
				事業主	被保険者
1	一般の事業 (次の2と3以外の事業)	※	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
	農林水産・ 清酒製造の事業			10.5/1000	7/1000
3	建設の事業		18.5/1000	11.5/1000	7/1000

雇用保険制度に関する詳しいことについては、最寄りのハローワークでお尋ねください。

(内容は法改正等で変わることがあります。)

## 雇用保険の各種給付金

### 失業したときは（求職者給付）

#### ●失業給付（基本手当）を受給するには

一般被保険者（65歳未満の労働者）が離職の日以前2年間に被保険者期間（※）が12か月以上（受給資格に係る離職理由が倒産・解雇等の場合、その他やむを得ない理由により離職した場合には、離職の日以前1年間に、被保険者期間が6か月以上）あって、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にある方が、ハローワークに離職票等を提出し、失業の認定を受けることにより、基本手当が支給されます。

#### ●失業給付（高年齢求職者給付金）を受給するには

高年齢被保険者（65歳以上の労働者）が離職の日以前1年間に被保険者期間（※）が6か月以上あって、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にある方が、ハローワークに離職票等を提出し、失業の認定を受けることにより高年齢求職者給付金が支給されます。

（※）被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月として計算します。このように区切るにより1か月未満の期間が生じた場合には1か月と計算することができないため取り扱いが異なります。

なお、令和2年8月1日以降に離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上の方が12か月ない場合は、賃金の支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。詳細はハローワークへご確認ください。

### 失業給付を受給中に再就職した場合は（就職促進給付）

#### ●就業促進手当

基本手当の受給中に就職が決まった場合、一定の要件を満たすと支給されます。

#### ●その他

移転費、広域求職活動費があります。

### 厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講し修了したときは（教育訓練給付）

#### ●教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了したときに、一定の要件を満たすと支給します。

#### ●教育訓練支援給付金

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講している日のうち、失業している日について一定の要件を満たすと支給されます。

### 円滑な雇用の継続を援助・促進するために（雇用継続給付・育児休業給付）

#### ●高年齢雇用継続給付

60歳から65歳までの被保険者が、60歳時点（又は直前の離職時点）の賃金の75%未満の賃金で雇用されている場合に、一定の要件を満たすと支給されます。

#### ●介護休業給付

被保険者の方が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと支給されます。

#### ●育児休業給付

被保険者の方が1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに一定の場合は1歳6か月又は2歳。）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと支給されます。

## 働き始めるときの注意事項～知っていますか？あなたの労働条件～

事業主は労働契約を結ぶときは、労働者に対して労働条件を書面などで明らかにしなければなりません。後々、「言った、言わない」のトラブルが発生しないよう、働き始める時は口約束にせず、必ず労働条件を書面などで受け取って内容を確認することが大切です。

### ＜必ず書面で示さなければならない事項＞

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項（有期契約労働者の場合）
- ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ④ 始業及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無等、休憩、休日、休暇に関する事項
- ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、締切及び支払時期、昇給に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

※ 短時間労働者（パートタイム労働者）の場合、上記に加え、昇給、退職手当、賞与の有無、雇用管理の改善等に係る相談窓口の担当者の部署、役職及び氏名に関する事項の明示が必要です。

## 退職するときの注意事項～退職前に知っておこう～

### 【自己都合退職】

労働者の一方的な意思表示で労働契約を終了するもので、事業主の同意や承諾は必要ありません。就業規則等で会社のルールが定められている場合には、退職する際の手続きについて確認してください。

### 【契約期間満了退職】

契約期間が満了した場合、当然に労働契約が終了するものをいいます。ただし、契約が繰り返し更新され、期間の定めのない契約と同様とみなされると、解雇に準じた手続きが必要となる場合があります。

### 【解雇】

事業主からの申し出による一方的な労働契約の終了をいいます。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、無効となります。

### 【退職勧奨】

事業主が労働者に対し「辞めてほしい」「辞めてくれないか」などと言って、退職を勧めることをいいます。これは、解雇とは異なり、応じるか否かは労働者の自由意思によります。

退職勧奨に応じて退職した場合には、雇用保険において自己都合による退職とはなりません。